

令和7年度名古屋市社会福祉施設（障害区分）物価高騰対策支援金（食材費）Q&A

No.	区分	質問	回答
1	総論	この支援金の目的は何か。	昨今の食材費高騰の影響を受けている障害児通所支援事業所等の負担を軽減し、安定的な運営ができるよう、事業所等を支援するものです。
2	総論	愛知県が実施した「令和7年度愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金」について交付を受けたが、申請してよいか。	本市の交付要件を満たしている場合は、対象となりますので、申請可能です。
3	総論	金額の算定の考え方を教えてほしい	金額算定の考え方は、消費者物価指数等の状況を鑑み、定員1人当たりの影響額を予算積算時に算出し、愛知県の物価高騰対策支援金を加味した上で交付額を算出しました。
4	定員	どの時点の定員数で申請すればよいか。	本事業の基準日である令和8年3月1日時点の定員数としてください。
5	申請事業所	市外の事業所等についても対象となるか。	対象とはなりません。本市の認可又は指定を受けた名古屋市内の事業所等に限りです。
6	申請資格	対象事業所となるための基準日はいつか。	令和8年3月1日時点でサービス提供している必要があります。そのため、令和8年2月末までに事業廃止した事業所等や令和8年3月2日以降に新規開設した事業所等は対象外となります。
7	交付	交付決定の方法、支払時期はいつ頃か。	申請書受付後に審査を行い、適正と認められた場合は、本市への登録口座または申請書に記載の口座に支払を行います。支払時期については、申請書に不備がなければ、申請受付後、概ね4～6週間後の支払を予定しています。
8	対象事業所	同一法人で障害者区分の施設と、障害児区分の事業所をそれぞれ運営している場合、どちらに申請すべきか。	区分ごとの申請が必要であるため、障害者区分・障害児区分それぞれで分けて申請を行ってください。
9	食材費	食事の提供を別の事業所に委託している場合は、食材費に係る支援金の給付対象となるか。	食事提供業務を委託していても、事業者が利用者に提供する食事に係る費用の一部又は全部を負担している場合は対象となります。
10	食材費	食材費について利用者負担がある場合は、食材費に係る支援金の給付対象となるか。	原則対象となりますが、以下の例のように事業者負担が全くない場合は対象外となります。 (対象外の例) 利用者から1食600円を徴収し、弁当600円を購入して利用者へ提供している場合
11	食材費	おやつのみを提供する場合は、食材費に係る支援金の対象となるか。	おやつのみを提供している場合は、対象とはなりません。
12	食材費	イベントの際に提供した食事は対象となるのか。	対象とはなりません。一時的ではなく、継続的に食事を提供したものが対象となります。
13	食材費	給食提供の予定であった利用者が体調不良等で給食を食べなかった場合は、給付対象利用者に含んでよいか。	サービス利用がある場合は給付対象利用者を含めて問題ありません。サービス利用がなかった場合は対象外です。
14	記載方法	通帳の写しはどのように添付すればよいか	通帳の写しのスキャンデータもしくは写真等で撮影したデータを添付して下さい。
15	記載方法	従たる事業所については、どのように申請すればよいか。	従たる事業所については、定員数を主たる事業所と合算し、主たる事業所にまとめて申請してください。